

公益社団法人和歌山県スポーツ協会 スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について

※当協会が定める規則等のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。URL:<https://wakayama-taikyo.or.jp>

原則	審査項目	自己説明
〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	○和歌山県が作成した「和歌山県スポーツ推進計画」豊かなスポーツライフの質の向上に向けて一和歌山県生涯スポーツ社会づくりプランIIに沿って、県と連携してスポーツ振興を進めている。
〔原則3〕 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(1) 団体及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要の規程を整備すること	○加盟団体については、加盟団体規程第7条に「脱退」に該当する場合は記載し、規則に違反しないよう整備している。 ○役員については、定款第49条、事務局規程、処務規程、倫理規程を整備している。 ○理事については、定款第25条により、職務及び権限を整備している。
〔原則3〕 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	○定款、各専門委員会規程（6専門委員会）、加盟団体規程、事務局規程、会計規程を整備している。
〔原則3〕 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	○事務局規程、会計規程、個人情報保護基本方針及び同規定、文書管理に関する細則を整備している。
〔原則3〕 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	○定款第29条に役員の報酬について定めている。 ○役員報酬規程、旅費規程を整備している。
〔原則3〕 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	○定款第7章（第41～第43条）において、財産及び会計について定めているほか、各種規程を整備している。
〔原則3〕 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	○加盟団体規程第5条及び会費規程により、加盟団体の年次会費に関する規定を定めている。 ○会費規程により、役員及び賛助会員の年次会費に関する事務を定めている。
〔原則3〕 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	○毎年8月頃に国スポ選手選考会を開催している。競技団体には、事前に選手への選考基準を明確にするよう指導し、選考会で選考会資料提出の上、選考過程の説明を求めている。
〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) 役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	○役員に対し、組織運営や関係法令のコンプライアンスに係る情報共有を促進する。

原則	審査項目	自己説明
〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	○令和6年3月26日に「スポーツガバナンス、コンプライアンス」研修会を開催した。 また、国スポ大会選手・監督・関係者に対し監督会議等の場においてコンプライアンスの意義や、アンチドーピングに係る知識についても普及出来るよう実施している。
〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	○会計規程を定め、チェック体制を整えつつ、公認会計士の指導を受け、公益法人会計ソフトを使用し、資金管理している。 ○監事には公認会計士を配置し、業務全般に係る指導・監査を受けている。
〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	○県要綱等の定めに沿って適切に処理を行い、県担当者及び県監査事務局による監査を定期的に受けている。
〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	○本会ホームページに法令に基づく、定款、事業計画書、収支予算書、事業報告書、収支決算書、貸借対照表等を開示している。
〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	○毎年8月に国体選手選考会を開催している。競技団体には、事前に選手への選考基準を明確にするよう指導している。選考会で選考会資料提出により、選考過程の説明を求めている。
〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	○ガバナンスコードの遵守状況について、年1回更新し、本会ホームページに公開している。
〔原則13〕地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	○加盟団体規程を整備しており、同規程第3条に権限、第4条には加盟団体の義務の明記等必要な事項を定めている。 ○令和6年4月11日に本会事業説明会を開催し、当該年の事業内容を説明、適切な事務処理を依頼し、疑問点について、説明している。
〔原則13〕地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	○本会広報誌「黒潮」を発刊し、スポーツ情報等を提供している。